

「臨時福祉給付金」 「子育て世帯臨時特例給付金」 のお知らせ

臨時福祉給付金

対象者 平成26年1月1日時点で滑川市に住民票があり、平成26年度分市民税（均等割）が課税されていない方
 ※ただし、市民税が課税されている方の扶養になっている方や生活保護制度の被保護者を除きます。

給付額 対象者1人につき1万円
 （高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者は5千円加算）

申請手続きなどについては、決まり次第、「広報なめりかわ」やホームページなどでお知らせします。
問合せ先 総務課（内線215・216）



子育て世帯臨時特例給付金

対象者 以下のどちらの要件も満たす方
 ①平成26年1月分の児童手当・特例給付金を受給
 ②平成25年中の所得が児童手当所得制限限度額未満
 ※ただし、臨時福祉給付金の給付対象者や生活保護制度の被保護者を除きます。

給付額 対象児童1人につき1万円

なお、給付金の申請は基準日（平成26年1月1日）において住民登録がされている市町村で行います。
具体的な申請手続、給付の方法については、「広報なめりかわ」6月号に掲載する予定です。
 「子育て世帯臨時特例給付金」の対象者には、受付日が近づきましたら、個別にお知らせします。
問合せ先 子ども課（内線325）

広報に広告掲載してみませんか？

市では、広報誌に有料広告の掲載を希望される広告主を募集しています。

掲載位置 5段書きの最下段

大きさ ①縦46㍓×横84㍓（1段の半分）
 ②縦46㍓×横172㍓（1段全部）

広告料 1掲載号につき①8,000円②15,000円

申込受付 随時（ただし先着順）

申込み・問合せ先 企画政策課（内線221）

看護職員就業支援相談を行っています

富山県では、県看護協会に委託し、再就業などを希望する看護職員などに対し、看護の専門相談員による情報提供や復職に対する悩みなどに対する相談を行います。

秘密は厳守します。お気軽にご利用ください。

とき 5月15日、6月19日、7月17日、8月21日、9月18日（毎月第3木曜日）
 10:00～16:00

ところ ハローワーク滑川 **無料**

対象者 未就業の看護職員や看護職に興味をお持ちの方

問合せ先 富山県看護協会（☎433-5680）



特定不妊治療費を助成します

市では、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けているご夫婦に対し、治療費を助成する制度を実施しています。制度の内容について、わからないことがあります。制度の内容について、わからないことがありましたらご相談ください。

対象	市内に夫婦または夫婦のいずれかの住所があり、指定医療機関において体外受精・顕微授精（保険診療以外）を受けた方
助成内容	一治療周期につき10万円まで ※同一年度に3回を限度
必要書類	①申請書 ②指定医療機関の領収書（体外受精・顕微授精にかかる保険診療以外のもの） ③妻の加入健康保険証の写し ④振込先の通帳またはキャッシュカードの写し ⑤滑川市納税証明書 ⑥富山県特定不妊治療費助成事業受診証明書の写し（県の申請をされる方のみ） など
申請期限	一治療が終了した日の属する年度の末日 ※なお、県・市の両方を申請される場合は、県の申請後に市へ申請してください。
申込み・問合せ先	市民健康センター（☎475-8011）

ホームページに広告掲載してみませんか？

掲載位置 トップページ

大きさ 天地40ピクセル×左右200ピクセル
 ※JPEG、PNG、GIF（アニメ不可）のいずれか
 ※データ容量は、10キロバイト以下

広告料 1枠につき月額5,000円

申込受付 随時（ただし先着順）

申込み・問合せ先 企画政策課（内線224）

年金

国民年金保険料の免除申請

平成26年4月より国民年金保険料の免除申請可能期間が変更になりました。

これまででは、さかのぼって免除申請ができる期間は、申請時点の直前の7月（学生納付特例は4月）まででしたが、4月からは過去2年（2年1カ月前）までさかのぼって申請ができるようになりました。（学生特例も同様です）

▼**手続き・問合せ先**
 市民課年金窓口（内線314）
 魚津年金事務所
 ☎0765-24-1494

国民年金保険料の学生納付特例申請

平成25年度において学生納付特例制度により保険料納付を猶予され、平成26年度も引き続き在学予定の方に、国民年金機構がハガキ形式の学生納付特例申請書を3月末に送付しています。

平成25年度と同じ学校に在学される方は、このハガキに必要事項を記入し返送される

災害情報配信サービス

気象情報などの防災関連情報や市内で発生した火災情報を24時間、メールでお届けします！市のホームページ、もしくは右のQRコードからモバイルページ（携帯版ホームページ）にアクセスして、配信登録をしてください。

問合せ先 総務課（内線214）



と、平成26年度も学生納付特例の申請ができます。この場合は、在学証明書または学生証の写しの添付は必要ありません。

ただし、在学される学校に変更がある方については、このハガキで申請することはできません。

はじめて学生納付特例の申請をする方、および在学される学校に変更がある方につきましては、従来どおり在学証明書または学生証の写しを添付して申請してください。

▼**手続き・問合せ先**
 市民課年金窓口（内線314）
 魚津年金事務所
 ☎0765-24-1494

「高齢者福祉入浴券」・「障がい者福祉利用券」などの配布をしています。

平成26年度の「高齢者福祉入浴券」・「障がい者福祉利用券」・「障がい者福祉タクシー利用券」・「コミュニティバス の る my car 障がい者無料乗車券」（利用期間：平成26年4月1日～平成27年3月31日）を福祉介護課窓口（市役所西館1階）で配布しています。
代理の方が受け取る場合は、対象者の親族の方または地区民生委員に限りです。
 ※3月に各地区公民館などで配布したものと同一です。（配布は1人1回限り）

	対象者（市内在住）	概要
① 高齢者福祉入浴券	・昭和19年12月31日以前生まれで、 ②障がい者福祉利用券 の対象者に該当しない方	1枚で1回、市内の銭湯を無料で利用できます。なお、次の施設では個人負担が必要となります。 「あいらぶ湯」140円 「みのわ温泉」昼間160円・夜間70円
② 障がい者福祉利用券	・身体障害者手帳の1～4級をお持ちの方 ・療育手帳をお持ちの方 ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	従来の福祉入浴券として利用できるほか、市内の理・美容店で1枚400円として利用できます。
③ 障がい者福祉タクシー利用券	・身体障害者手帳の1・2級または“肢体不自由・視覚障がい”の3級をお持ちの方 ・療育手帳のAをお持ちの方 ・精神障害者保健福祉手帳の1級をお持ちの方	タクシー利用の際の基料金を助成 ※級により配布枚数が異なります。
④ のる my car 障がい者無料乗車券	・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、 ③障がい者福祉タクシー利用券 の対象者に該当しない方	障がい者ご本人が1回乗車する際に1枚利用可能

【持ってくるもの】 本人、代理人の身分が分かるもの（保険証、障害者手帳、免許証など）

問合せ先 福祉介護課（内線393・397）